

各 位

会社名 株式会社あみやき亭 代表者名 代表取締役会長 佐藤 啓介

(コード:2753 東証プライム・名証プレミア)

問合せ先 執行役員管理本部副本部長 松井 貴志

(TEL. 0568 - 32 - 8800)

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2024年6月18日開催予定の第29回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とすることをご承認いただき、また、2015年6月10日開催の第20回定時株主総会において、かかる金銭報酬の別枠にて、取締役に対する報酬として年額100百万円(うち社外取締役3百万円。ただし、使用人分給与は含まない。)の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認いただき今日に至っております。

このたび、当社の取締役(社外取締役を除く)が、当社の業績や株式価値との連動性を強め、株主の皆様と一層の価値共有をはかることで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を高めるため、また、新株予約権の付与を具体的に実施するにあたり 2021 年 3 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)」等による総会決議事項の明確化に対応するため、上記趣旨から社外取締役へのストック・オプションにかかる報酬制度を廃止した上で、金銭報酬枠とは別枠で改めて、取締役(社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 100 百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容

本件ストック・オプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストック・オプション」であり、当社の取締役の貢献度等を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告19頁以下に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかるストック・オ

プションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は8名(うち、社外取締役3名)でありますが、本定時株主総会における取締役選任議 案が原案どおり承認可決されました後の取締役は9名(うち、社外取締役3名)となり、本制度の対象となる 取締役は6名となります。

- 3. 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)
- (1)新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、200個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は20,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。 以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、 本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、 調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後40年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
 - ② 上記(5)の期間内において、新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、上記①にかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者(その相続人を含む。)が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予 約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使が できなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上